

児童手当の「現況届」を提出してください！

児童手当を受給している方は、平成30年6月1日現在の状況を届け出る必要があります。6月上旬に対象者へ「現況届」を送付しますので、平成30年6月29日（金）までに、役場町民課又は吉岡支所まで提出願います。

児童手当とは？

児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

- ① 支給対象者は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している保護者の方です。毎年6月・10月・2月に手当が支給されます。6月支給時は2月から5月までの分が支給されます。10月は6月から9月までの分、2月支給時には10月から1月までの分が支給されます。

児童年齢	支給額（1か月分）
0歳から2歳	15,000円
3歳から小学生（第1・2子）※注	10,000円
3歳から小学生（第3子以降）※注	15,000円
中学生	10,000円

※注 高校生は児童数としてカウントしますが、児童手当の支給対象にはなりません！

- ② 所得制限を超える保護者については、「特例給付」扱いとなります。給付額は児童数に応じて一律5,000円（1か月分）となります。

お問い合わせ先 町民課 町民係 ☎47-4681

地域おこし協力隊のふくしま散歩！



地域おこし協力隊
猪熊 矩嗣

5月13日（母の日）に開催された「第27回北海道女だけの相撲大会」の準備に追われ、気が付けばあっという間に桜が散り、夏が待ち遠しい季節となりました。町民の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、広報6月号は毎年女相撲の話題になりがちなので、今年はずっと違う視点で起稿したいと思います。

ご承知の通り、私は普段福島町観光協会に従事しているわけですが、当協会は73の個人、法人、団体の会員によって構成されており、「北海道女だけの相撲大会」「やるべ福島イカまつり」「カントリーフェスティバル」を筆頭に、大小さまざまなイベントを主催しています。

春から秋口まではイベント業務に追われる日々ですが、今年度から何とか観光を通じて福島町に人を呼び込みたいと、新たな試みとしてホームページの制作やインターネットを活用してイベント以外でも町のPRを行いたいと考えております。

近年、他市町村も観光客の誘致にさまざまなアイデアで思考錯誤しておりますが、共通して大事なことは、ただ待つだけの姿勢ではなく、地域の方々と目標を一つに一丸となって積極的に町外へ向けてPRして行くことが必要です。